

# WPA 公認 第30回日本 ID 陸上競技選手権大会 兼 パラ陸上競技記録会 競技注意事項（大会申し合わせ事項）

本競技会は、選手・観客・競技役員等の安全を考慮し、雷・地震・台風・荒天や猛暑（暑さ指数(WBGT)が31度以上）等の場合は、競技会を中断又は中止することがある。また、環境省のサイトに掲載される WBGT の予想値を確認し、競技中に日程を変更することもある。

## 1. 競技規則について

競技規則・広告規程 本競技会開催日に適用となる最新の World Para Athletics (WPA) 競技規則、World Athletics (WA) 競技規則（パラリンピック種目以外）及び本競技会注意事項により実施する。なお、ダウン症競技者においては、「10.ダウン症を伴う競技者の介助について」を厳守すること。

また、参加するすべての競技者に「World Para Athletics 承認競技会における広告規程（この規程に記されていない広告に関することは WA 規程に準ずる）」が適用される。基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了承のこと。本競技会が定める練習会場においても同様とする。参加する競技者及び団体の責任者は、最新の競技規則を把握するのは出場する競技者の義務である。競技規則は日本パラ陸上競技連盟（以下「JPA」という。）のホームページで必ず確認すること。 <https://jaafd.org/sports/basic-knowledge#rule>

## 2. 受付・会場の入退場

競技者受付は、1階競技場正面玄関入り口前に設置する。受付時間は以下の通りとする。

7月18日（金） 13時00分～16時30分

7月19日（土）、20日（日） 8時00分～17時00分

受付では競技者、ガイドランナー、アシスタント、随行者1名（コーチ・付き添い）に AD が渡されるので競技場内では常に装着すること。AD を装着した競技者等は、競技場内通路は通行可能だが、指定された順路に従うこと。

## 3. 各種書類の配布および提出について

・TIC（テクニカルインフォメーションセンター）中央エントランスに設置

配布・提出先	様式	提出締め切り時刻	備考
TIC	リクエスト・フォーム（ルール外のアシスタント入場依頼など）	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	提出後、必ず TD（または審判長）の裁定結果を確認のうえ、コールルームおよび競技エリアに持参すること。
	ガイドランナー変更届		ガイドランナーが変更になる場合は、必ず提出すること。
	投てき用具検査申請書		持ち込みがある場合は提出すること。
	欠場届	抗議による審判長等の裁定後、30分以内。	来場が困難な場合 JPA mail: まで提出すること <a href="mailto:entry@para-ath.org">entry@para-ath.org</a> 欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は、当該種目を欠場したものとす。この場合、次の種目からの出場はできない。
	上訴申立書	競技会の各日競技開始時刻1時間前まで。	預託金（2万円）を添えて提出すること。
	プログラム訂正用紙		訂正が必要な場合は、提出すること。

・招集所 本競技場第4ゲート付近

配布・提出先	様式	提出締め切り時刻	備考
招集所	多種目重複出場届	最初に出場する種目の招集開始時刻まで。	競技種目が重なり、一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、重複出場届を提出し、直接競技場所に集合すること。その際当該種目の審判にその事を伝え、審判の指示に従うこと。
	設置依頼書（スタプロ、マーカー）	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	競技者は設置依頼書を提出することにより、競技者に代わり競技役員が設置することができる。 「スターティングブロック」 T12、T20、T35-38、T40-47、T61-64、T71-72、ダウン症 「マーカー」 T/F20、T/F35-38、T/F42-47、T/F61-64、ダウン症
	リレーオーダー用紙	招集完了時刻の1時間前まで。	

## 4. 練習会場について

① ウォームアップ中は、競技役員（指導員）の指示にしたがい、事故のないよう十分に注意すること。

- ② ウォームアップエリアの入場の際は必ず ADを着用すること。ADを着用したコーチ、ガイド、アシスタントの入場も認める。ウォームアップ終了後は速やかに退場する。このエリアに留まっの観戦や応援は認めない。
- ③ フィールド種目については、競技前の公式練習のみとする。なお、投てき種目については、競技開始前、最低2度の練習試技を保証する。

7月18日(金)	14時00分～16時00分
メイン競技場	トラックでの練習が可能 1～3レーン: 中・長距離 5～9レーン: 短距離(スタートダッシュはホームストレートスタート地点) 9レーン: 400mH(第1 曲走路からバックストレート) ※200mのブロックを使用したスタート練習は、400mのスタート位置(5～8レーン)から第2コーナーへ走る形で行うこと(第3コーナー付近では行わないこと)。 走幅跳、走高跳の練習が可能 ※投てき練習は投てき物の使用不可
7月19日(土)・20日(日)	
補助競技場	【7時30分～最終競技招集完了まで】 トラックでの練習が可能 走幅跳、走高跳の練習が可能 ※投てき練習は不可
室内練習場(ホームスタンド下)	【7時30分～】 【20日(日)は16時00分まで】 走練習のみが可能(右側通行を厳守) ※室内練習場通路での待機および場所取りは不可

## 5. アスリートビブス

- ① アスリートビブスは、1名につき2枚配布する(競技規則 6 条 7・8)。
- ② アスリートビブスは、交付された大きさのまま付けること。跳躍競技においては、胸・背いずれかに1枚名前のビブスを付けること。
- ③ 胸に名前・背にナンバーを付けること。
- ④ トラック種目では、招集所で配布された腰(サイド)ナンバー標識を指示された位置に確実に付けること。ガイドランナーも同様。

## 6. 競技用具

- ① 競技に使用する器具は、全て主催者が用意したものを使用しなければならない。
- ② 投てき用具持込
  - a. 投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用する。ただし、競技場備え付け投てき用具リストにないものは、1人上限2個まで、WA認証品で技術総務の検査に合格したものに限り持ち込みを認める。ただし、当該用具は主催者で借り上げ、参加競技者全員が使用できるものとする。借り上げた投てき用具の破損について、主催者はその責任を負わない。
  - b. 投てき用具の持ち込みを希望する競技者は、当該種目の招集開始90分前までに「TIC」に「投てき用具検査申請書」とともに投てき用具を提出すること。受け付けた投てき用具については「預り証」を発行する。受け付けた投てき用具は、競技終了後、預り証と引き換えに「TIC」で返却する。
  - c. 投てき競技に参加する競技者でタンマグなどの滑り止めは競技場備え付けのものを使用する。
- ③ アイマスク・アイパッチ・テザー・ガイドランナー・アシスタントのビブス  
不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、テザー及びガイドランナー、アシスタントのビブスは各自が用意すること。主催者による貸し出しは一切行わない。持参忘れ、破損や規則に合致せず、使用できない場合は、WPA ルールによりDNS(欠場)として扱う。
- ④ 靴底の厚さ
  - a. 靴底の厚さが規定を超えるシューズでの出場は認められない。(競技規則 6 条 6 参照)
  - b. トラック競技もフィールド競技も靴底の厚さは20mm以内  
WAのシューズリストのリンク <https://certcheck.worldathletics.org/>  
ただし、障がい特性により医療目的の中敷きが無くては競技が困難な競技者は、招集開始1時間前までにリクエストフォームを TIC に提出し、許可を得ること。
- ⑤ 身体保護具または器具について  
身体保護や医療を目的としたあらゆる身体保護具(例えば:包帯・絆創膏・ベルト・支持具、冷却機能付 きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具)、または器具(例えば:補聴器)について、それらが競技者にとって望ましい物であるかどうか確認することがある。(競技規則 7 条 4(c))それらの使用可否について確認を希望する者は、各種目の招集開始1時間前までにリクエストフォームを TIC に提出すること。

## 7. 招集

- ① 招集所は本競技場の第4ゲート付近に設ける。
- ② 代理人による招集は一切認めない。
- ③ 競技者・及びガイドランナー、アシスタントは、下記の招集開始時刻に招集所に集合し、審判員からチェックを受けること。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の30分前	15分前
フィールド競技	競技開始時刻の40分前	30分前

- ④ 招集所ではアスリートビブス(胸・背中)、腰(サイド)ナンバー標識、スパイク、衣類・バックなどの商標のチェックを受けること。また、競技規則7条3(b)により、携帯電話等の機器は競技場内に持ち込むことはできない。シューズ袋など類似品の多いものについては記名や目印をつける等、他者の持ちものと取り違えることのないよう、注意すること。なお、競技場設備およびスパイクピン保護の観点からスパイクの着脱は競技場所で行うこと。
- ⑤ 欠場する場合は、招集開始時刻までに「欠場届」を「TIC」に提出すること。欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は、当該種目を欠場したものとする。
- ⑥ 競技種目が重なり一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、「重複出場届」を「招集所」に提出し、直接競技場所に集合すること。その際、当該種目の審判にその旨を伝え、審判の指示に従うこと。
- ⑦ 「リレー・オーダー用紙」は、招集完了時刻の1時間前までに招集所に提出すること。なお、提出後の変更については、招集完了時刻までに、総務・医務係の判断がない限り認められない(出場する競技者の変更のみが認められ、編成(走る順番)の変更は認められないので注意)
- ⑧ リレー競技においては、競技者の4名が揃って招集を済ませ、チームの競技者は同一のユニフォームを着用すること。

## 8. 競技エリアへの入退場について

- ① 競技エリアへの入場はADカード携行者のみ認められる。
- ② 招集所から競技エリアへの入場、および競技終了後の退場は競技役員の指示による。
- ③ 退場はフィールド種目も含め全員ミックスゾーン(100mフィニッシュ横付近に設置)を通過すること。

## 9. 競技について

- ① 招集完了後は練習を含めすべて競技役員の指示に従うこと。
- ② IPC ライセンス登録及び国際クラス分けが終了し、ステータスがCまたはRの競技者は、そのクラスで行った競技の記録がWPA ランキングの対象となる。なおWPA 世界記録/アジア記録の対象となるのは国際クラス分けステータスがC またはR(FRD2026 以降)の競技者のみである。但し、スタート・インフォメーション・システム(SIS)を使用しないため、スターティング・ブロックの使用が必須のクラスにおいては、WR(世界記録)・AR(アジア記録)が認められないが、世界ランキングの対象にはなる。また、virtus 種目については、virtus 登録完了者は世界記録が認められる。日本記録の公認についても同様とするが、国内クラス分けしか持たない者は、先述の「国際クラス分け」を「国内クラス分け」と読み替える。
- ③ WPA 世界記録及びアジア記録対象者には(\*)を、virtus 世界記録対象者には(v)をスタートリストに記している。
- ④ **トラック**
  - a. トラック競技はすべて写真判定システムを使用する。
  - b. 番組編成
    - i. 参加人数により、予選を行わない場合がある。
    - ii. 時間により次のラウンドに進む競技者の決定について、同記録の競技者がありレーンが不足する場合は、写真判定員主任が0.001秒単位の時間を判定して決定する。それでも決まらない場合は、当該の競技者または代理人による抽選とする(競技規則第22条)。
  - c. スタート
    - i. スタートの合図はすべて英語(「on your marks」, 「set」)で行う。
    - ii. 1回の不正スタートでも責任の有する競技者は失格となる(競技規則第17条7)。
    - iii. 「スターティングブロック補助申請書」を提出した競技者のスターティングブロックは、競技者に代わり競技役員が設置する。
  - d. 短距離種目では、衝突事故を防止するためフィニッシュ後も自身のレーンを走ること。
  - e. 警告を2回受けた競技者は失格とし、本大会における以後のすべての種目に出場できなくなる。
  - f. 競技運営・進行上、下記の種目において制限タイムを設ける。

	クラス	ゴール制限タイム
男子3000mSC	選手権	13分00秒
男子5000m	選手権・記録会	20分00秒
女子5000m	選手権	26分00秒
男子10000m	選手権	40分00秒

- ※ 競技会進行上、大幅に競技時間を要し次の競技運営に支障をきたす場合は、審判長の判断により競技を中止させる場合がある。その場合、「DNF」として記録処理をする。  
(例:参加標準記録を大幅に超える時間を要するレース等)
- ※ 制限時間は号砲で知らせる。競技の途中であっても号砲が鳴った時点で競技を中止し、選手はすみやかにコース外に出ること。

⑤ フィールド

- a. 走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ方については、競技役員と競技者が相談のうえ決定する。
- b. T11/12の走幅跳においては、1m×助走路幅に白色で記した区域を踏切エリアとする。その位置は走幅跳の場合は着地区域から1mの位置に最先端を設置するが状況により踏切位置を調整することがある。
- c. フィールド競技において、後半3回の試技順は前半3回までの試技で記録した成績の低い順とする。複数のクラスで同時進行する場合は、クラス毎に試技順の変更を行う。
- d. パラ陸上競技記録会クラスについては、6回の試技とする。
- e. フィールド競技が行われる近接のスタンドには「コーチ席」を設ける。

⑥ ガイド・アシスタント

ガイドランナー・アシスタントは持参したビブスを招集所でチェックを受け、招集所から競技終了まで着用しなければならない。

<トラック種目>

- a. T11/12の競技者とガイドランナーは、競技中はガイドランナー交代時を除き、常にテザーでつながっていなくてはならない。違反した場合は失格となる(競技規則第7条9)。
- b. T11/12のガイドランナーが競技者の推進を助ける助力を加えた場合またフィニッシュ時に競技者の前方に位置または同着した場合は、ガイドランナーによる違反として競技者は失格となる(競技規則第7条10,19条4)。

<フィールド種目>

- a. T11/12の競技においてはアシスタントを同行させることができる。T11は2名以内、T12は1名とする。
- b. F11/12の競技においてはアシスタントを1名同行させることができる。
- c. アシスタントは、ルール上支障がない限り競技者を助走路および投てきサークルへ誘導して位置決めを助けることができるが、競技成立以前にエリア内(走幅跳の場合は「砂場と踏切エリア」、砲丸投や円盤投の場合は「投てきサークル」、やり投の場合は「助走路および角度線の内側」)に侵入し競技者を誘導した場合は、アシスタントによる違反となり、その試技は無効試技となる(競技規則第7条16,21)。

⑦ 補助申請

- a. T20(知的障がい:ダウン症含む)、T35-38(脳原生麻痺)、T42-47(切断・機能障害)、T61-64(下肢切断)のトラック競技においては、招集時に「スターティング・ブロック設置申請」を「招集所」に提出することにより、競技者に代わり競技役員がスターティング・ブロックを設置することができる。
- b. T/F20(知的障がい:ダウン症含む)、T/F35-38(脳原生麻痺)、T/F42-47(切断・機能障害)、T/F61-64(下肢切断)の走幅跳、三段跳およびやり投においては、「マーカー設置申請」を「招集所」に提出することにより、競技者に代わり競技役員がマーカーを設置することができる。

10. ダウン症を伴う競技者の介助について

「全国障害者スポーツ大会競技規則 陸上競技 第6条 助力」に則り、介助者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競技者は失格とする。

<競技規則の解説 陸上競技 第5節 介助者の役割 一部抜粋>

「スポーツへの参加を通じた社会参加の推進という目的を踏まえ、原則として競技者自身が一人で行動できるように指導・助言頂いているところである。介助者は、衣服の脱着や移動等において競技者が困難を要する事柄に限り介助することができる」

障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な競技者については、上記内容を理解した上で、「リクエストフォーム」にその旨を記入し「TC」に提出すること。主催者に受理された場合は、主催者側で用意したビブスを着用し、介助にあたることができる。その際、競技エリアで、競技役員の指示に従うこと。

11. ドーピング・コントロール・テストについて

- ① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会であるため、ドーピング検査を実施する。
- ② 本競技会参加者(18歳未満の競技者含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18歳未

- 満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
- ③ 本競技会に参加する 18 歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト (<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>) からダウンロードできる。
  - ④ 18 歳未満の競技者は、ドーピング検査の対象となった際には、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は 18 歳未満時に 1 回のみで当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査終了後 7 日以内に JADA 事務局へ郵送で提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続きに一切影響がないものとする。
  - ⑤ ドーピング・コントロール・テストを指示された競技者は、ドーピング検査員の指示に従ってテストを受ける。テストを受ける競技者は付き添いを付ける事ができるので、希望する競技者は連絡先(携帯電話など)を事前に準備しておくこと。
  - ⑥ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
  - ⑦ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後 2 時間の安静が必要となるので留意すること。
  - ⑧ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<https://www.playtruejapan.org/>) にて確認すること。  
※本競技会では、医事委員会アンチ・ドーピング部門の医師、薬剤師、管理栄養士によるアンチ・ドーピング教育活動ブースを設置します。パネルの啓示や対面での相談も行っておりますので、現在されている治療、使用している薬、サプリメントなどを一度整理する場としてこの機会をご活用ください。どの選手にもアンチ・ドーピングの教育が重要な位置付けになっています。些細なことでも結構ですので、ぜひご相談にお越しください。

## 12. 抗議と上訴について

競技中の判定について、競技者自身が審判長に対し、競技場所で直ちに抗議できる。競技後の抗議は、競技規則第50条各項に従って記録の公式発表から30分以内に競技者自身または代理人が TIC に口頭で申し出ること。抗議は審判長が判定し、TIC を通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金(2万円)を添え、TIC を通じてジュリー(上訴審判)に申し立てを行うこと。

## 13. 表彰について

JPA 登録者の男女別種目別の優勝者には選手権章(賞状)を授与する。表彰式は行わないので選手受付で受け取る。また、希望者には記録証を1部500円で発行する。選手受付で申込み、受け取る。選手権クラス(ダウン症を含む)は、各種目の第8位までを表彰する。ただし、8人に満たない実施種目に関してはマイナス1システム(例えば7人のみのエントリー種目の場合は6位までの選手を表彰対象とする)を採用する。

## 14. 一般注意事項について

- ① AD コントロールを実施するので、配付した AD カードは常に携帯すること。
- ② トレーナーブースは開設しない。
- ③ プログラムに誤記がある場合は、すみやかに TIC に申し出ること(用紙は TIC に置く)。
- ④ 各種目の世界記録およびアジア記録については、令和7年7月2日時点で World para Athletics ウェブサイト並びに Virtus ウェブサイトに掲載されている記録を引用したものである。
- ⑤ 撮影について:悪質な写真・ビデオの盗撮から競技者を守るため、本大会中撮影が許可されるのは下記の者に限る。
  - 1) 競技会運営本部より許可され、腕章またはビブスを付けたカメラマン
  - 2) 競技会出場学校、クラブ等の関係者や当該競技者の保護者、家族等
  - 3) 競技会事務局
 また、撮影禁止区域が設定されている場合は、その区域からの撮影はできない。なお、場合によっては上記に該当するか確認することがある。
- ⑥ 大会期間中撮影した画像・映像は、各社メディアおよび協賛社の広報、またその他パラ陸上競技普及に関する広報に使用することがある。
- ⑦ 競技結果および番組編成リストは TIC に掲示する。また、速報サイトにも掲載する。
  - ・パソコン・スマートフォン版: URL: <https://gold.jaic.org/jaic/para/results/2025/30id/kyougi.html>
  - ・携帯版: URL: <https://gold.jaic.org/jaic/para/mobile/2025/30id/kyougi.html>

■パソコン・スマートフォン版



■携帯版



- ⑧ 応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡すること。競技会では応急処置のみとする。参加にあたっては自己の責任において健康と安全に十分留意すること。競技者には、主催者がスポーツ安全保険に加入しているため、この保険が適用される場合がある。
- ⑨ 救急車などの緊急車両を手配する事態が起きた場合は、一刻を争う事態でない限り競技会運営および競技場側を通じて行うものとする。
- ⑩ 競技場
  - a. 競技場の関係者入口の開門について、1日目、2日目ともに7時00分とする。
  - b. 競技場の観客席入口の開門について、1日目、2日目ともに7時30分とする。
  - c. 貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。
  - d. 競技会場における広告及び展示物に関する規程にもとづき、スタンドを含む競技場内への応援用のぼり、旗等の掲出・展示は一切認めない。
  - e. 届けられた遺失物はTICで保管する。なお、保管期間は競技終了までとする。
  - f. 競技場の環境美化活動にご協力いただき、ゴミは各自で持ち帰ること。
  - g. 競技場及び競技会で使用できる施設以外への立ち入りをしないこと。
- ⑪ 更衣室など
  - a. 選手更衣室は、本競技場室内練習場内に用意している。
  - b. 使用後は環境美化活動にご協力いただき、ゴミは各自で持ち帰ること。